

別 冊

令和3年度

主要施策の概要及び課題

教育委員会

1. 各課別予算額

(単位:千円)

課名	令和3年度当初予算額		令和2年度当初予算額		増減額		増減率(%)	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	72,517,324	59,201,135	73,670,398	60,116,284	▲ 1,153,074	▲ 915,149	▲ 1.6	▲ 1.5
うち給与費	72,379,841	59,063,652	73,532,575	59,978,461	▲ 1,152,734	▲ 914,809	▲ 1.6	▲ 1.5
教育施設課	1,020,403	851,758	1,211,507	903,381	▲ 191,104	▲ 51,623	▲ 15.8	▲ 5.7
学校企画課	5,576,803	3,244,188	5,048,087	2,869,620	528,716	374,568	10.5	13.1
教育指導課	1,597,741	1,096,168	1,298,488	880,016	299,253	216,152	23.0	24.6
特別支援教育課	1,061,271	889,591	963,061	820,974	98,210	68,617	10.2	8.4
保健体育課	108,457	97,880	101,778	92,120	6,679	5,760	6.6	6.3
社会教育課	440,626	377,767	436,628	374,567	3,998	3,200	0.9	0.9
人権同和教育課	36,282	31,129	35,941	28,907	341	2,222	0.9	7.7
文化財課	1,456,111	748,982	1,665,203	811,399	▲ 209,092	▲ 62,417	▲ 12.6	▲ 7.7
福利課	219,826	179,257	233,922	187,090	▲ 14,096	▲ 7,833	▲ 6.0	▲ 4.2
合計	84,034,844	66,717,855	84,665,013	67,084,358	▲ 630,169	▲ 366,503	▲ 0.7	▲ 0.5

※給与費は全額総務課で計上

2. 人員配置表

(令和3年4月1日現在)

(1) 本庁

課 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
総 務 課	24	1	25	(2)	25 (2)
教 育 施 設 課	12	2	14		14
学 校 企 画 課	15	23	38	19 (1)	57 (1)
教 育 指 導 課	14		14	10 (16)	24 (16)
特 別 支 援 教 育 課	3		3	2 (6)	5 (6)
保 健 体 育 課	3		3	4 (8)	7 (8)
社 会 教 育 課	5		5	6	11
人 権 同 和 教 育 課				4 (4)	4 (4)
文 化 財 課	27		27		27
福 利 課	3	4	7		7
計	106	30	136	45 (37)	181 (37)

(2) 教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び教育機関

機 関 名	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
松 江 教 育 事 務 所	4		4	4 (17)	8 (17)
出 雲 教 育 事 務 所	4		4	4 (21)	8 (21)
浜 田 教 育 事 務 所	3		3	5 (25)	8 (25)
益 田 教 育 事 務 所	2		2	4 (14)	6 (14)
隠 岐 教 育 事 務 所	2		2	3 (13)	5 (13)
教 育 セ ン タ ー	5		5	7 (31)	12 (31)
東部社会教育研修センター				3	3
西部社会教育研修センター				3	3
図 書 館	16		16	(1)	16 (1)
青 少 年 の 家	3		3	7	10
少 年 自 然 の 家				3	3
埋蔵文化財調査センター	19		19		19
古代出雲歴史博物館	17		17		17
計	75		75	43 (122)	118 (122)

(令和3年4月1日現在)

(3) 県立学校

区 分	一般職員			教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	計		
県 立 学 校	169	19	188	2,380	2,568
合 計	350	49	399	2,468 (159)	2,867 (159)

(注) () は外数で派遣社会教育(指導)主事及び指導主事等の高等学校教職員・小中学校教職員との兼務者。

3. 各課別分掌事務

(1) 総務課

- ① 教育委員会の会議に関すること。
- ② 教育行政の全体計画及び総合調整に関すること。
- ③ 教育の広報、広聴及び教育行政に関する相談に関すること。
- ④ 本庁、教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び教育機関の職員（以下「教育庁等職員」という。）並びに県立学校の教職員のうち教育職員を除く職員（以下「県立学校事務職員等」という。）の任免、分限、懲戒、その他の人事（以下「任免等」という。）及び服務に関すること。
- ⑤ 本庁、教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び教育機関の組織に関すること。
- ⑥ 教育庁等職員及び県立学校事務職員等の定数に関すること。
- ⑦ 教育庁等職員及び県立学校事務職員等の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ⑧ 教育庁等職員、県立学校の教職員及び県費負担教職員（以下「教職員等」という。）の給与に関すること。
- ⑨ 教職員等の公務災害補償に関すること。
- ⑩ 教育委員会の所掌に係る予算の調整に関すること。
- ⑪ 教育委員会の所掌に係る予算の経理及び決算に関すること。
- ⑫ 規則その他の規程の制定又は改廃に関すること。
- ⑬ 文書の收受、発送、編さん及び保存並びに公印の管守に関すること。
- ⑭ 栄典及び褒賞に関すること。
- ⑮ 秘書事務に関すること。
- ⑯ 教育に関する法人に関すること。
- ⑰ 教職員等の職員団体に関すること。
- ⑱ 義務教育費国庫負担金事務に関すること（教職員給与費等に係るものに限る。）。
- ⑲ 市町村教育委員会に関すること。
- ⑳ 教育の調査及び統計に関すること。
- ㉑ 教育事務所に関すること。
- ㉒ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- ㉓ 前各号に掲げるもののほか、本庁各課等との連絡調整及び他課の所掌に属しない事務に関すること。

(2) 教育施設課

- ① 教育財産の取得、管理及び処分に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ② 県立学校及び教育機関の施設及び設備の整備に関すること。
- ③ 県立学校及び教育機関の施設の維持管理及び保全に関すること。
- ④ 県立学校及び教育機関の施設の長寿命化に関すること。

- ⑤ 産業教育及び理科教育に関する設備の整備に関すること。
- ⑥ 市町村立学校の施設整備に関する指導に関すること。
- ⑦ 公立学校・幼稚園、学校給食施設及び社会体育施設の施設設備に関する国庫負担金及び交付金事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑧ へき地児童生徒援助費等補助金（保健管理費を除く。）に関すること。

(3) 学校企画課

- ① 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の任免等に関すること。
- ② 県立学校の教育職員の服務に関すること。
- ③ 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の定数に関すること。
- ④ 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ⑤ 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の評価制度に関すること。
- ⑥ 教育職員の免許状及び更新講習に関すること。
- ⑦ 教育職員の免許法認定講習に関すること。
- ⑧ 公立の専修学校及び各種学校、市町村立小中学校（以下「小中学校」という。）並びに市町村立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置、廃止等に関すること。
- ⑨ 県立高等学校（以下「高等学校」という。）及び小中学校の管理及び運営に関すること。
- ⑩ 高等学校の生徒の修学奨励並びに小中学校の児童及び生徒の就学奨励補助に関すること。
- ⑪ 高等学校の水産練習船に関すること。
- ⑫ 高等学校等奨学事業に関すること。
- ⑬ 県立学校の情報化推進に関すること。
- ⑭ 県立学校の再編成に関すること（県立学校改革推進室）。
- ⑮ 高等学校の通学区域の指定に関すること（県立学校改革推進室）。
- ⑯ 県立学校改革の企画に関すること（県立学校改革推進室）。
- ⑰ 前各号に掲げるもののほか、高等学校及び小中学校に係る管理並びに県立学校及び小中学校に係る人事に関すること。

(4) 教育指導課

- ① 高等学校の教育に係る指導並びに小中学校及び幼稚園の教育に係る指導及び助言に関すること。
- ② 高等学校及び小中学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- ③ 高等学校及び小中学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- ④ 高等学校の教育職員及び県費負担教職員の研修に関すること。
- ⑤ 公立高等学校の入学者選抜に関すること。
- ⑥ 高等学校の生徒並びに小中学校の児童及び生徒の学力の育成に関すること。

- ⑦ 教育センターに関すること。
- ⑧ キャリア教育の推進に関すること（地域教育推進室）。
- ⑨ 県立学校及び小中学校の教育魅力化に関すること（地域教育推進室）。
- ⑩ 心の教育の推進に関すること（地域教育推進室）。
- ⑪ 幼児期における養育及び教育環境の支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）（地域教育推進室）。
- ⑫ 県立学校及び小中学校の生徒指導に関すること（子ども安全支援室）。
- ⑬ 県立学校及び小中学校の学校安全に関すること（子ども安全支援室）。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、高等学校及び小中学校に係る教育指導に関すること。

(5) 特別支援教育課

- ① 特別支援学校の管理及び運営に関すること。
- ② 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる幼児、児童及び生徒の教育に係る教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- ③ 通常の学級に在籍する発達障害を含め、障害のある幼児、児童及び生徒の教育（以下「特別支援教育」という。）に係る指導及び助言に関すること。
- ④ 特別支援教育に係る学習指導及び進路指導に関すること。
- ⑤ 幼児、児童及び生徒の教育支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑥ 特別支援教育担当教育職員の研修に関すること。
- ⑦ 特別支援学校の幼児、児童及び生徒の就学奨励に関すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、特別支援教育に関すること。

(6) 保健体育課

- ① 学校体育に関すること。
- ② 保健体育関係諸団体に関すること。
- ③ 食育に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）（健康づくり推進室）。
- ④ 子どもの基本的な生活習慣づくりに関すること（健康づくり推進室）。
- ⑤ 学校保健に関すること（健康づくり推進室）。
- ⑥ 学校給食に関すること（健康づくり推進室）。
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、保健体育に関すること。

(7) 社会教育課

- ① 社会教育に関する指導及び助言に関すること。
- ② 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
- ③ 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- ④ 青少年団体、女性団体、PTAその他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く。）に関すること。

- ⑤ 青少年の芸術及び文化の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑥ 公民館、図書館（学校の図書館を除く。）その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く。）に関すること。
- ⑦ 県立生涯学習推進施設に関すること。
- ⑧ 県立図書館に関すること。
- ⑨ 県立青少年社会教育施設に関すること。
- ⑩ 地域を担う人づくりに資する教育魅力化に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。

(8) 人権同和教育課

- ① 人権・同和教育の企画連絡調整に関すること。
- ② 学校教育における人権・同和教育に関すること。
- ③ 社会教育における人権・同和教育に関すること。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、人権・同和教育に関すること。

(9) 文化財課

- ① 文化財の指定、管理及び活用に関すること。
- ② 文化財の保護に係る調査及び調整に関すること。
- ③ 銃砲刀剣類の登録に関すること。
- ④ 埋蔵文化財調査センターに関すること。
- ⑤ 県立八雲立つ風土記の丘に関すること。
- ⑥ 県立古墳の丘古曾志公園に関すること。
- ⑦ 博物館及び博物館に相当する施設に関すること。
- ⑧ 世界遺産に関すること（世界遺産室）。
- ⑨ 古代文化の調査、研究及び活用に関すること（古代文化センター）。
- ⑩ 古代出雲歴史博物館に関すること（古代文化センター）。
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、文化財に関すること。

(10) 福利課

- ① 教職員等の福利厚生に関すること。
- ② 教職員住宅の整備及び維持管理に関すること。
- ③ 教職員等の健康管理に関すること。
- ④ 公立学校共済組合に関すること。
- ⑤ 教職員互助会に関すること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、福利に関すること。

4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 教育財産維持管理費	819,762 [うち補正] 190,616	1 県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、必要な環境整備を実施 【事業概要】 ①手洗い設備の整備 校舎や寄宿舎の洗面室などに設置されている給水栓を自動化 ②エアコンの整備 児童生徒等の健康管理のために必要となるエアコンを整備 2 防火設備の改修等 【事業概要】 県立学校に設置している老朽化した防火設備(防火シャッター等)について、所要の改修・更新等を実施	教育施設課
2. 産業教育施設整備事業費	1,542,568 [うち補正] 1,542,568	デジタル化に対応した実習設備の整備 【事業概要】 専門高校等においてデジタル化時代における地域の産業を担う人材を育成するため、国の補助事業を活用し、産業教育設備を整備 ①工業学科におけるバーチャル溶接機やコンピュータ制御型万能試験機等の導入・更新 ②農業学科における環境制御型温室(スマートハウス)や養牛カメラ等の導入・更新 など	教育施設課
3. 小・中学校少人数学級編制	983,519	国における小学校の学級編制の基準を段階的に全学年を35人にする方針決定を踏まえ、以下のとおり対応 【事業概要】 ①小学校1・2年及び中学校1年 令和元年度の見直し方針に基づき、学級編制を実施(学校の実態等を踏まえ、少人数学級編制代替支援事業として常勤講師又は非常勤講師を配置することも可能) ・小学校1年 30人学級編制 ・小学校2年 32人学級編制 ・中学校1年 35人学級編制 ②小学校3年～6年 国制度変更を踏まえた対応として、35人学級編制を実施	学校企画課

(注) [うち補正] は、令和2年度2月補正(2月16日上程分)予算

		<p>③中学校2・3年 R元年度の見直し方針に基づき、学級編制を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校2年 35人学級編制 (R4から38人学級編制) ・中学校3年 38人学級編制 <p>④課題解決対応のための加配 児童生徒支援、教科指導方法工夫改善及び人材育成に関わる、学校の抱える課題の解決に取り組む指導体制を支援</p> <p>※上記による少人数学級編制等に伴う加配教員数174人 (小学校2年の40→35人の国制度対応分を含む)</p> <p>【国加配の影響への対応】 県として不可欠な国の加配が削減された場合の県加配について、国の制度改正を踏まえ検討</p>	
4. 児童・生徒へのサポート事業	495,761	<p>学びの場を支える非常勤講師を配置</p> <p>【事業概要】</p> <p>①中学校クラスサポート事業 不登校や問題行動が急増する中学校1年生を対象に、学習面・生活指導面からきめ細かい支援を行うため、必要性の高い大規模校に非常勤講師を配置 [R3予定] 29人</p> <p>②特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級にLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）など特別な支援を要する児童が在籍し、特に対応が困難な小学校を対象に非常勤講師を配置 [R3予定] 100人 ・児童生徒の障がいの多様性や突発的な行動にきめ細かに対応するため、小・中学校の特別支援学級のうち多人数の学級に非常勤講師を配置 [R3予定] 53人 <p>③学びの場を支える非常勤講師配置事業（学びいきサポート事業） 自学教室等を設置して個別に指導を行う必要のある中学校に非常勤講師を配置 [R3予定] 30人</p>	学校企画課

<p>5. 地域人材を活用した指導力等向上事業</p>	<p>661, 565</p>	<p>1 教員が子どもに向き合える時間を確保し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む体制を強化するため、地域の幅広い人材を活用</p> <p>【事業概要】</p> <p>①スクールサポートスタッフ配置事業 公立小中学校の教員が行う事務作業を代わって行うサポートスタッフを配置する市町村に対し助成 [R 3 予定] 小学校21校、中学校15校 [負担割合] 国1/3、県2/3</p> <p>②県立高校業務アシスタント配置事業 県立高校の教員が行う事務作業を代わって行う会計年度任用職員を配置 [R 3 予定] 20校</p> <p>③部活動地域指導者活用支援事業 公立中学校・県立学校の部活動において、専門的な指導者がいない場合などに部活動指導員・地域指導者（有償ボランティア）を活用する学校を支援 [R 3 予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員 中学校28人、県立学校50人 ・地域指導者 中学校149人、県立学校160人 <p>[負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員 中学校 国1/3、県1/3、市町村1/3 県立学校 県10/10 ・地域指導者 中学校 県2/3、市町村1/3 県立学校 県10/10 <p>2 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル「学校の新しい生活様式」に対応しながら、児童生徒の学びの保障に必要な人的体制を整備</p> <p>【事業概要】</p> <p>①市町村立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールサポートスタッフ配置事業 三密を避けるための環境づくり等で増加する教員の業務をサポートするためのスタッフを配置する市町村に対し助成 [R 3 予定] 73校程度 [負担割合] 国1/3、県2/3 	<p>学校企画課</p>
-----------------------------	-----------------	--	--------------

		<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導員配置事業 授業内容の定着が不十分な児童生徒に対して授業中の個別指導や補習指導をサポートするための学習指導員を配置する市町村に対して助成 [R 3 予定] 74校程度 [負担割合] 国1/3、県2/3 ②県立学校 <ul style="list-style-type: none"> ・業務アシスタント等配置事業（高校）、スクールサポートスタッフ配置事業（特別支援学校） 三密を避けるための環境づくり等で増加する教員の業務をサポートするための会計年度任用職員を配置 [R 3 予定] 県立学校全校48校（分校含む） ・学習指導員 授業内容の定着が不十分な児童生徒に対して授業中の個別指導や補習指導をサポートするための会計年度任用職員を配置 [R 3 予定] 県立学校全校48校（分校含む） 	
6. 高等学校等就学支援事業	1,560,145 [うち補正] 22,974	<p>1 公立高校等に通う生徒の就学支援</p> <p>【事業概要】</p> <p>①高等学校等就学支援金 高等学校に在籍する生徒等に就学支援金を交付し家庭の教育費負担を軽減</p> <p>②その他の就学支援制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学び直しへの支援（国10/10） 高等学校を中途退学した者が再び学び直す場合に36月経過後も最長2年間継続して授業料を支援 ・家計急変への支援（国1/2） 保護者の失職、倒産等による収入減に対して授業料を支援 ・奨学のための給付金（国1/3） 年収270万円未満程度の世帯の授業料以外の教育費負担を軽減 <p>2 国の経済対策に伴う新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学のための給付金の追加給付（国10/10） 令和2年度における奨学のための給付金の受給者に対して、追加給付を実施 (第1子26,100円、第2子12,000円) 	学校企画課

7. 学校教育活動支援事業	106,000 [うち補正] 106,000	<p>新型コロナウイルス感染症対策に対応した学校教育活動を進めるため、各県立学校の状況において必要な対策を実施</p> <p>【事業概要】 迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校における感染症対策のための備品や補習等のための教材等を整備</p> <p>[上 限 額] 1校あたり160～320万円程度 [負担割合] 国1/2、県1/2</p>	学校企画課 特別支援教育課
8. 学力育成推進事業	130,235	<p>児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力の伸長を図るため、市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の向上など、学力育成の取組を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①学力定着状況の把握 小学校5年～中学校2年の児童生徒を対象に学力調査を実施</p> <p>②理数教育の充実に向けた取組 ・しまね数リンピックの開催（小中） ・科学の甲子園（県予選）の開催（高校） ・スーパーサイエンスハイスクール支援事業（高校）</p> <p>③グローバル人材育成に向けた取組 英語によるコミュニケーションの推進</p> <p>④外国語（英語）教育における授業改善 外国語指導助手の活用</p>	教育指導課
9. 未来の創り手育成事業	970,422 [うち補正] 454,407	<p>地域社会へ貢献できる子どもたちを育成するため、学校図書館やICT機器を活用しながら他者と協働して自分の考えを深める協調学習を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善プロジェクト事業 協調学習の考えを取り入れた授業改善に向けたモデル校事業（小中高校15校）を実施</p> <p>②教育ICTモデル校事業 高校でモデル校を指定し、協調学習、情報教育等の場面で有効な学習ツールの活用方法について研究</p>	教育指導課

		<p>③学校図書館の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校司書等による学びのサポート事業（小中） 学校図書館を拠点に児童生徒一人一人に寄り添った学びの支援を行う「学びのサポーター」または「学校司書」等を配置する市町村を支援 ・学校図書館活用教育研究事業（小中） 児童生徒の言語能力、情報活用能力を育成するため、小中10校をモデル校に指定し研究を実践 ・県立高校図書館活用教育推進事業（高校） 12学級未満の高等学校に学校司書（会計年度任用職員）を配置 ・司書教諭養成事業（小中高） 学校図書館の経営や指導について専門的な知識を持つ司書教諭を養成 <p>④教育みえる化基盤事業</p> <p>認知・非認知、教科横断それぞれの教育施策と効果をみえる化できるシステムを構築</p> <p>⑤県立高校における生徒一人一台端末に対応した環境整備</p> <p>高等学校での個人負担による一人一台端末の導入を令和4年度入学生から順次進めるため、端末購入への助成制度を準備するとともに、個人負担による調達が困難な生徒に対する貸出用の端末を整備</p> <p>⑥COREハイスクール・ネットワーク構築</p> <p>中山間地域及び離島の小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築（国委託事業）</p>	
<p>10. 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業</p>	<p>155, 613</p>	<p>日本語指導が必要な児童生徒への支援</p> <p>【事業概要】</p> <p>①帰国・外国人児童生徒に対し支援体制を整備する市町村を支援（国補助事業） [負担割合] 国1/3、県1/3、市町村1/3</p> <p>②日本語指導が必要な小中学校に教員を配置 [R3 予定] 小学校12人、中学校8人</p> <p>③宍道高校定時制において日本語指導が必要な生徒を受け入れるための体制を整備 ・教員（加配）1人 ・日本語指導の非常勤講師 1人 ・母語等ができる日本語指導員 1人</p> <p>④日本語指導が必要な児童生徒への指導技術の習得等を目的とした研修会を開催</p>	<p>学校企画課 教育指導課</p>

<p>11. 教育魅力化人づくり推進事業</p>	<p>399,905</p>	<p>学校と地域が協働して取り組む「教育の魅力化」を支援</p> <p>【事業概要】</p> <p>①学校と地域の協働体制（高校魅力化コンソーシアム）の運営を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営経費を支援 ・運営マネージャー配置費を支援 <p>②地域資源を活用した特色ある教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と高校の協働による探究学習、インターンシップ等の取組を支援 ・地方創生に資する先駆的な取組を支援 ・ふるさと教育を推進する市町村及び小中学校の活動を支援 ・ふるさと教育の質の向上を図るため優良事例の普及啓発や研修会等を実施 <p>③県立高校の魅力化の推進など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力化コーディネーターの養成・育成を目的とした研修会等を実施 ・各学校が行う県外生徒募集の取組を支援 ・「教育の魅力化」の成果を図る仕組を構築、実施 ・民間が持つ教育リソース活用を推進するため教育魅力化推進員を配置 <p>④高大連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内大学等との高大連携や入試改革に適した学力の底上げなどの取組を推進するため、教科・分掌の垣根を越えてリードできる管理的職階にある主幹教諭を普通科高校に配置 ・県内大学を希望する者の進路実現を図るため、松江、出雲、石見エリアに高大連携推進員を配置 	<p>教育指導課 社会教育課</p>
<p>12. 幼児教育総合推進事業</p>	<p>30,106</p>	<p>島根県幼児教育センターを中心に、幼稚園教諭・保育士及び市町村担当者等の研修支援を充実することで、全県的に幼児教育の質を向上</p> <p>【事業概要】</p> <p>①幼児教育アドバイザーを教育事務所に配置</p> <p>②訪問指導等により幼児教育施設のスキルアップを図るとともに、併せて市町村の指導力等も育成</p> <p>③幼稚園において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため衛生用品等の確保を図るとともに、オンラインによる保育参観など新たな生活様式に即したICT環境整備を支援</p>	<p>教育指導課</p>

<p>13. 悩みの相談・不登校対策事業</p>	<p>276,029</p>	<p>いじめ、不登校等の課題に対し、未然防止や早期発見・対応を強化</p> <p>【事業概要】</p> <p>①悩みの相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー配置 ・スクールソーシャルワーカー活用 ・子どもと親の相談員配置 ・教育相談員の配置 ・いじめ、不登校等に関する相談窓口の設置（電話等） ・生徒が気軽に相談できるSNSによる相談窓口を開設 ・「こころ・発達」教育相談の設置 <p>②生徒指導体制充実強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を客観的に把握するアンケートQ Uをいじめの未然防止、早期発見等に活用 ・弁護士、臨床心理士等の外部人材をアドバイザーとして学校等に派遣 <p>③不登校対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センターへの支援 <ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒に対する学習支援や社会的自立への支援を行う教育支援センターの運営等を支援（10市町） ・連絡調整員の活用 <ul style="list-style-type: none"> 中学校卒業者や高校中退者でひきこもり等が懸念される者に対する支援 ・居場所・絆のある学校づくり研修の実施 	<p>教育指導課</p>
<p>14. インクルーシブ教育システム構築事業</p>	<p>89,640</p>	<p>全ての学びの場で特別支援教育を充実させることで、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、地域を支える人材を育成</p> <p>【事業概要】</p> <p>①発達障がいの可能性のある子どもへの支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の専門性や特別支援教育支援専任教員を活用し、小中学校等への相談・支援を強化 <p>②高等学校特別支援教育充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校において、障がいにより学習や生活上に困難を有する生徒が適切な指導を受けられるよう、巡回指導を行う教員を拠点校に配置し、通級指導を充実 <ul style="list-style-type: none"> [R3 予定] 出雲高校、浜田高校 ・合理的配慮アドバイザーを特別支援教育課に配置 	<p>学校企画課 特別支援教育課</p>

		<p>③切れ目ない支援体制整備事業 関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成・活用及び引継ぎ体制を充実</p> <p>④特別支援学校機能向上事業 ・新学習指導要領を踏まえた特別支援学校の授業力向上 ・障がい重度・重複した児童等の教育環境の充実 〔R 3 予定〕松江ろう学校（幼稚部）に学校看護師を配置 ・ICT活用による学びの推進 ・障がいの状態により特別支援学校への通学が困難な児童生徒に対し、オンラインでの遠隔授業を実施</p> <p>⑤盲学校幼稚部開設事業 盲学校に幼稚部を設置し、早期からの専門的支援を充実</p>	
15. 特別支援学校職業教育・就業支援事業	13,885	<p>特別支援学校高等部において、生徒の希望や適正に応じた進路先の確保や就職後の定着、技能向上に向けた取組を推進</p> <p>【事業概要】 特別支援学校に非常勤講師を配置し、進路指導に必要な時間を確保することで、卒業生のアフターケアや在校生の職場体験受入先の開拓などを実施</p>	特別支援教育課
16. 子どもの体力向上支援事業	3,661	<p>学校・地域において、子どもの体力向上を目指した取組を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①未就学児の体力向上推進事業 幼児期の運動に関する研修や専門指導者の派遣を行い、日常の保育で実践する資質を高める ・幼保小の教職員を対象とした運動や体力向上のための指導者研修 ・幼稚園、保育所等に専門的指導者を派遣し、教員・保育士の指導力向上を推進</p> <p>②オリンピック・パラリンピック教育事業 オリンピック・パラリンピックを題材としてスポーツの価値、国際・異文化、共生社会への理解を深め、子どもたちの規範的意識を養うなど、実践的な授業を展開</p>	保健体育課

		<p>③体力向上のための調査研究事業 児童生徒の体力調査の結果を分析して「しまねっ子！元気アップ・レポート」を作成し、学校・家庭・地域での体力向上を推進</p>	
17. 食育推進事業	2,918	<p>食育を通じて次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成等を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①食の学習ノート（食育教材）活用事業 食育用副教材「食の学習ノート」（小中高校版）の作成</p> <p>②県産農産物を活用した食育の推進 「美味しまね認証産品」「有機農産物」を学校給食で積極的に活用し、その食材や献立を題材とした食育を展開</p> <p>③学校給食関係者研修会 学校給食関係者の衛生管理等の資質向上</p>	保健体育課
18. 健康教育推進事業 ・子どもの健康づくり事業	13,340	<p>子どもたちの心身ともに健やかな成長を目指して、学校保健活動を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①専門家・専門医による指導事業 性に関する問題やスマートフォン等のメディア接触の長時間化による生活習慣の乱れなどの健康課題について、学校へ専門家・専門医を派遣</p> <p>②がん教育総合支援事業 がん教育に関するシンポジウム等の開催や「島根県がん教育の手引き」を発行し、がんの予防と適切な生活習慣を身に付けるためのがん教育を推進</p> <p>③保健室サポートスタッフの配置 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため業務が増加している養護教諭の負担軽減を図るため、県立学校に保健室サポートスタッフを配置</p>	保健体育課

<p>19. ふるさと人づくり 推進事業</p>	<p>17,190</p>	<p>島根の次の世代を担う「人材の育成」「人の環流づくり」や、公民館を核とした社会教育による人づくり機能の強化に取り組む市町村を支援</p> <p>【事業概要】</p> <p>①「子どものふるさと活動」と「大学生・若者の地域活動」のモデルづくり [補助率] 1/2 [上限額] 500千円</p> <p>②社会教育による人づくりの体制・機能の強化 [補助率] 1/2 [上限額] 500千円</p> <p>③事業を進めるのに必要な人員の配置 [補助率] 1/2 [上限額] 1,200千円</p>	<p>社会教育課</p>
<p>20. 社会教育士確保・ 養成事業</p>	<p>5,944</p>	<p>県内における人づくり・地域づくりを推進していく人材（社会教育士）の育成と社会教育主事資格取得者の計画的養成により、社会教育を振興する人的基盤を整備</p> <p>【事業概要】</p> <p>①島根大学と連携した人材育成事業 島根大学との連携・協働によるICTを活用したオンデマンドや同時双方向型の遠隔講義と集合対面型を組み合わせた社会教育士の養成講習を実施</p> <p>②社会教育主事講習教員派遣事業 社会教育主事となり得る資格を取得する講習へ派遣し、社会教育主事を養成</p> <p>③社会教育士の共学ネットワーク形成 市町村の社会教育担当者及び社会教育士等の資質向上を図る研修会等を開催し、日頃から情報交換できるネットワークを構築</p>	<p>社会教育課</p>
<p>21. 福祉と学校の連携 事業</p>	<p>1,600</p>	<p>支援を要する子どもの複雑化・多様化している実態に応じ、家庭での学習が困難な子どもを対象に学習支援を充実するとともに、教職員の理解や実践力の向上を図るため、教育と福祉の連携を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①学習支援事業（子どもの居場所創出等支援事業） 子どものセーフティネット充実の一環として、地域における子どもの居場所の選択肢を増やし、子どもの居場所において学習支援を実施 [R3予定] 2団体を想定 [助成率] 県1/2 [助成額] 1団体につき上限50万円</p>	<p>人権同和教育課</p>

		<p>②学校・福祉連携モデル事業 学校と福祉の連携を推進する上での具体的な課題を抽出する実証研究を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校 1校において実施 ・ 市 町 村 1市町村において実施 	
22. 人権教育推進事業	2,554	<p>教職員の福祉に対する理解を促進し、福祉部署等との連携を図るなど実践力の向上を図るため教育センターに「子ども支援実践講座」を新設</p> <p>【事業概要】 「子ども支援実践講座～学校と福祉の連携による子ども支援～」を開設 [R 3 予定] 能力開発研修として1回実施</p>	人権同和教育課
23. 島根の歴史文化活用推進事業	44,027	<p>島根の豊かな歴史文化の研究成果を活用して、県内外に地域の魅力を発信し、県民の郷土への関心を高め、文化財の保存継承に対する気運を醸成するとともに、県外での認知度向上や、交流人口の増加等を促進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①「出雲国風土記」等の県民向け活用推進事業 島根の歴史文化をテーマとした講座を県内各地で開催し、オンラインでも配信</p> <p>②「出雲国風土記」等の県外PR事業 島根の歴史文化や日本遺産の魅力を発信する講座・シンポジウムを開催（オンライン配信）</p> <p>③古代歴史文化共同調査研究 14県連携による共同調査研究を進め、その成果をシンポジウムなどにより全国に情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究テーマ「古墳時代の刀剣類」（R 1～3） ・ 令和4年度の秋期に、大阪歴史博物館で展覧会の開催を予定 	文化財課

<p>24. 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業</p>	<p>83, 544</p>	<p>世界遺産・石見銀山遺跡を適切に管理し、未来へ継承していくため、「調査研究」、「保存整備」及び「情報発信」を柱とした事業を推進</p> <p>【事業概要】</p> <p>①世界遺産総合調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査研究事業 石見銀山遺跡の価値や魅力を高めるための調査研究を実施 ・テーマ別調査研究事業 石見銀山遺跡の実態の解明に向けた調査研究を実施 <p>②世界遺産保存整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡整備事業への支援 町並み保存地区の建造物修理、遺跡の災害復旧、史跡等公有地化等 ・石見銀山世界遺産センターの管理運営への支援 <p>③世界遺産総合情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外に向け、石見銀山遺跡の価値や魅力を発信するため、オンライン講座を配信 ・県民向けに、石見銀山遺跡の価値や魅力をわかりやすく伝えるパネル展やワークショップを開催 ・世界遺産センターでの調査研究成果の展示、楽しみながら理解を深める動画の配信、Web版多言語パンフレットの作成等による情報発信 	<p>文化財課</p>
----------------------------	----------------	--	-------------

5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
総 務 課	1. 新型コロナウイルス感染症への対応	<p>1. 概要</p> <p>学校における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを極力低減し、子どもたちの健やかな学びを保障するため、市町村教育委員会や学校、家庭と連携をとり、各種取組を実施している。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、全国各地で広がりを見せていく中、感染のリスクを常に意識し、基本的な感染防止策などを、引き続き徹底して行っていく必要がある。</p> <p>引き続き、「感染症のリスクと向き合い、最大限の対策を講じること」と「子どもたちの学びを保障すること」を両立させるために、常に現状を正確に把握し、最適な判断を重ねていく必要がある。</p> <p>※P24別紙参照</p>
学校企画課	1. 小中学校における教員の確保	<p>1. 概要</p> <p>小中学校での諸課題が複雑化・困難化する中、教職員定数の総数を十分に確保することが重要である。特に、国制度改正による小学校の35人学級編制については、様々な課題への対応に必要不可欠な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置されることが重要である。</p> <p>教員の確保を図るために、教員志望者を増やす取組や若手教員の定着・育成に向けた取組等を行っている。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>様々な課題への対応に不可欠な加配定数の確保等を国に働きかけるとともに、教員の安定的な確保に向けて、引き続き学校現場の状況等を把握しながら取組を進めていく必要がある。</p>

<p>学校企画課 保健体育課 社会教育課 福 利 課</p>	<p>1. 教職員の働き方改革</p>	<p>1. 概要 学校現場の業務改善を推進することで職場環境を整え、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化を図るために、「教職員の働き方改革プラン」（平成31年3月）を策定し取組を進めてきており、今年度は重点取組期間の3年目（最終年）となる。</p> <p>2. 今後の課題 教員の業務をサポートする外部人材の配置を促進するため、予算の充実を国に働きかけていく必要がある。 プランで示した数値目標の達成状況や学校現場の状況等を把握・検証したうえで、新型コロナウイルス感染症による影響やこれまでの取組の効果を見極めながら次年度以降の取組を検討していく必要がある。</p>
<p>教育指導課</p>	<p>1. 学力育成推進</p>	<p>1. 概要 島根の子どもたち一人一人に「生きる力」を育むため、「しまねの学力育成推進プラン」を策定し、小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進している。</p> <p>2. 今後の課題 子どもたちの「思考力・判断力・表現力」や「学びに向かう力」などの育成に向け、ICTや地域素材を有効に活用した授業や家庭学習の充実、学ぶ意欲を高める地域に関わる学習の充実などに取り組む必要がある。</p>
<p>教育指導課 社会教育課</p>	<p>1. 地域資源を活用した特色ある教育の推進</p>	<p>1. 概要 豊かな自然、歴史・伝統、文化、産業などの地域資源を活用した実体験や、多様な人々との交流と対話的な学びを通して、「ふるさと島根」への愛着や誇り、さらには、子ども達の人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育んでいる。</p> <p>2. 今後の課題 それぞれの地域の実情に応じたふるさと教育や、学校と地域との連携強化が重要であるため、市町村とも連携し、学校と地域とをつなぐ人材のほか、学びや活動を支援する人材の確保と育成をさらに推進していく必要がある。</p>

<p>教育指導課</p>	<p>1. いじめ・不登校など 生徒指導上の諸課題</p>	<p>1. 概要 県全体でのいじめの認知件数は平成30年度に過去最多の認知件数となり、令和元年度は多少減少したものの依然多い状況にある。また、不登校を理由に年間30日以上欠席した児童生徒の全体に占める割合は、小中学校では全国平均より高い傾向が継続している。</p> <p>2. 今後の課題 生徒指導上の諸課題への対応として、未然防止、早期発見・対処のため指導体制や相談体制の充実に努めるとともに、関係諸機関とも連携しながら、児童生徒の居場所づくり・絆づくりを進める必要がある。</p> <p>いじめにおいては、正確な認知を行うことが重要であり、学校に対し周知・啓発を引き続き行う必要がある。また、不登校は、小学校の段階から増加傾向にあり、早い段階からの取組が必要である。</p>
<p>特別支援教育課</p>	<p>1. 多様な学びの場における教育環境整備</p>	<p>1. 概要 障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の充実・整備に取り組んでいる。</p> <p>2. 今後の課題 「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」に基づき、特別支援教育の教育環境の充実に図るため、次の取組が必要である。</p> <p>①特別支援学校における職業教育・就業支援等の充実 ②就学前における早期からの相談・支援の充実 ③小中学校における発達障がいのある子どもの学びの場の充実 ④高等学校における通級による指導の拡充、校内体制強化</p>

<p>保健体育課</p>	<p>1. 子どもの健康づくり ・体力向上</p>	<p>1. 概要 生活習慣の確立と心身の健康の保持増進は、教育の基盤であるため、メディア接触に関する指導や食習慣の確立に向けた取組を実施しているほか、子どもの体力の低下問題に対応するため、小中学校や地域において子どもの体力向上を目指した取組を実施している。</p> <p>2. 今後の課題 メディア接触の長時間化や朝食の欠食など、基本的な生活習慣の改善を図る必要があるため、次の取組が必要である。</p> <p>①各学校の学校保健委員会活動の充実 ②専門医・専門家を学校の研修会等に派遣 ③専門家との連携による健康相談の充実 ④食育教材を活用した授業の充実</p> <p>また、運動する児童生徒と運動しない児童生徒の二極化により全体的な運動能力の低下が見られるため、成長段階に応じて関係者と連携した次の取組も必要である。</p> <p>①専門性の高い指導者を学校や体力向上研修会等に派遣 ②子どもの体力向上に係る学校訪問の実施 ③運動好きな子どもを育てる取組の充実</p>
<p>文化財課</p>	<p>1. 島根の歴史文化活用</p>	<p>1. 概要 島根の歴史文化の研究成果を活用した講座・シンポジウムの開催や、古代歴史文化賞や共同調査研究など他県との連携事業を通じて、県内外に地域の魅力を発信し、県民の郷土への関心を高め、文化財の保存継承に対する気運を醸成するとともに、県外での認知度向上や、交流人口の拡大を促進している。</p> <p>2. 今後の課題 コロナ禍により、対面形式の講座の定員制限や、県外での事業実施を中止せざるを得ない等、大きな制約を受けているが、一方で、新しい生活様式に対応したリモートによる情報発信の重要性が高まっている。</p> <p>昨年度から講座のオンライン化やWebを通じた情報発信に取り組んでいるが、今年度についても、さらに内容や広報等を工夫するなど、オンライン発信の取組を強化し、県内外のより多くの方に島根の歴史文化の魅力を継続的に発信し、コロナ収束後の交流人口の拡大につなげていく必要がある。</p>

新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 概要

学校における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを極力低減し、子どもたちの健やかな学びを保障するため、学校や家庭と連携をとりながら、県教育委員会が策定した「県立学校運営ガイドライン」等に基づいた各種取組を実施している。

社会教育施設等においても、それぞれの施設ごとで定めた管理運営マニュアルや利用者向けの注意喚起チラシなどにより、感染防止対策の徹底を図っている。また県立青少年の家と県立少年自然の家については、感染が拡大した際に、軽症者等の宿泊療養施設として利用することとなっている。

～新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年5月14日時点）より抜粋～

〔基本的な感染症対策の実施〕

- ・家庭と連携した毎朝の検温、体温の記録及び風邪症状の確認
- ・朝礼等における児童・生徒の発熱の有無及び健康状態についての確認
- ・手洗いや咳エチケット、原則としてマスクの着用を徹底する。教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる場所は一日に一回、水拭きしたあと、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くなど、環境衛生を良好に保つ

〔授業等教育活動、清掃時間や休憩時間、食事をとる場面等での注意事項〕

- ・学校生活においては、生徒同士が接近する場面も想定されることから、教職員を含め身体的距離が十分に取れないときは、マスクを着用すべきである
- ・換気は気候上可能な限り常時、廊下側と窓側を対角に開けて行う。常時換気が困難な場合には、こまめに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごと）数分間程度、窓を全開にする
- ・授業においては、近距離での会話や発声等はできるだけ避けるよう配慮する
- ・教室等の換気を徹底するとともに、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食や清掃等の前後など、こまめな手洗いを徹底する
- ・休憩時間は、教員の目が必ずしも届かないこともあるので、生徒自身に感染症対策の考え方を十分に理解させるとともに、休み時間中の行動について、マスクをしながら会話をすることなどを指導する
- ・生徒、教職員ともに給食や弁当などの会食をする場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置を工夫したり、会話を控えるなど指導をしたりする

〔医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒〕

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には呼吸の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いこ

とから、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。基礎疾患等のある児童生徒等についても同様に対応する

〔体調を崩した生徒への対応〕

- ・校内の別室（休養室等）で検温、問診を行い、発熱等の風邪症状が認められる場合は、保護者の迎えを要請し、帰宅させる
- ・帰宅させるまでの間、他の生徒と接触させないよう別室で静養させる
- ・学校の構造上どうしても別室の確保が難しい場合は、可能な限り他者との接触が避けられるよう、保健室等に仕切りをするなどして場所を確保する

〔臨時休業の実施〕

- ・生徒や教職員の感染が確認された場合、当該学校は、その生徒や教職員の学校内での活動状況がどのようであったかを確認し、県教委に連絡する。活動の実態がある場合は、県教委において当該学校内における感染拡大の可能性等を健康福祉部等と協議の上、当該学校の全部又は一部の臨時休業を実施するか、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された児童生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとするかを決定する。臨時休業を実施する場合は、この期間中に校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備を行う。また、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された児童生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとする場合は、状況に応じて、校舎内の消毒を行うとともに、感染リスクの高い活動の見直しや、体育の授業や部活動等のマスクを着用しない活動の制限などを行う

〔実技指導や実習等を伴う教科の指導、体育の授業での実技〕

- ・実技指導を伴う教科の指導にあたっては、衛生管理等をより一層徹底することに加え、実習の説明をする際に、書画カメラやビデオ映像を活用して作業内容を示す等により「3つの密」を徹底的に回避する
- ・次のような学習活動については、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施する
- ・音楽科における室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏、身体接触を伴う活動、家庭科における調理等の実習、長時間活動するグループ学習
- ・体育の授業は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の学習活動を行うこととするが次の事項に留意の上、適切に実施する
- ・運動不足の児童生徒もいると考えられるため、児童生徒の怪我防止に十分に留意する
- ・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、喚起、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討する

〔部活動〕

- ・ 日常の部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うこととするが、次の点を踏まえ、適切に実施する
- ・ 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討する
- ・ 活動前の検温や健康状況の確認を徹底するとともに、生徒の健康状況に関する情報を保護者と共有する
- ・ 発熱等の風邪の症状が見られる時など、体調面に少しでも不安のある生徒については、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう顧問・指導者から適切に指示する
- ・ 「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討する
- ・ 各種大会・コンクール、練習試合・合同練習、合宿（以下「大会等」）の参加及び主催については、次の点を踏まえ、可能な限りの感染症対策を行う
- ・ 大会等への参加に関しては、国及び島根県が示す外出自粛制限、会場の感染状況や自治体が提供している情報、感染症対策の徹底や、入場者数の制限方法などを確認し部活動を担当する教職員のみで検討するのではなく、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討する
- ・ 大会等を主催する場合には、国及び島根県が示す外出自粛の制限、参加校の所在地の感染状況や自治体が提供している情報などを確認し、部活動を担当する教職員のみで検討するのではなく、学校として責任をもって大会等の開催を含め受け入れの可否を十分に検討する
- ・ 宿泊を伴う場合、宿舎内では基本的にマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底する。また各室内の定期的な換気を徹底する
- ・ 大会等に参加している場合においても、児童生徒が体調の不良を感じた場合には、ためらわず顧問・指導者に申し出ることができる体制を整える

〔児童生徒等の心のケア〕

- ・ 必要に応じて学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援を行うなど、管理職のリーダーシップのもと、関係職員がチームとして組織的に対応する。相談窓口（いじめ相談テレフォン、24時間子どもSOSダイヤル、しまね子どもSNS相談等）を適宜周知するなど、児童生徒等の心のケア等に配慮する
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、保護者に対しても学校における感染症対策や臨時休業実施の基準等を含めた感染拡大防止対策についての正しい情報を提供し、感染者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者等に対する偏見や差別が生じないような学校環境づくりに努める

〔寄宿舎における対応〕

- ・寄宿舎生が体調の不良を感じた場合には、ためらわず舎監に申し出ることができる体制を整える
- ・寄宿舎内では基本的にマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底する。やむを得ずマスクを外す場合には、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるようにする
- ・寄宿舎内の清掃・消毒について、適切な方法と頻度を定めて実施する。その際、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにする。また、舎室等の定期的な換気（30分に1回以上）を徹底する。共用スペース等において窓や換気装置のない場所では、扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作る
- ・給水器、自動販売機などの共用設備や下駄箱、ドアノブや手すりなど、寄宿舎生がよく手を触れる箇所は、1日に1回以上消毒を行う
- ・食堂での食事の際には、直前までマスクを着用する、食事前後の手洗いを徹底する、利用時間を割り振るなど同時に食事する人数を制限する、横並びに着席する、食事中の会話は控える、などの対応をとる
- ・食卓は座席の間隔を空ける。その場合、座席の間隔は机や床に印をつけるなどして視覚的に分かるような工夫をする
- ・入浴については、利用時間を割り振るなど同時に入浴する人数を制限する、入浴中の会話は控えるなどの対応をとる
- ・トイレの使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルやペーパータオルを使用する
- ・トイレ内のドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所は定期的に消毒する（1日1回以上）
- ・寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合は、すぐに静養室等（別室）に移動させ、そこで静養させる。その後速やかに当該寄宿舎生の状況について保護者に連絡すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」にすぐ相談し、その指示に従う。特に体調不良者が同時に複数名以上発生した場合には、そのことを学校医に伝える

〔その他の注意事項〕

- ・健康診断の実施
- ・臨時休業や出席停止により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への対応
- ・授業の遅れへの対応
- ・校外活動等（インターンシップ、大学・企業見学、地域との連携学習等）の実施
- ・作業活動・自立活動の実施、校外学習、現場実習
- ・進学・就職試験等への対応

- ・全校集会、学年集会、遠足、修学旅行・研修旅行、学園祭等学校行事の実施
- ・出席停止等の取扱い、分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い
- ・教職員の感染症対策

2. 今後の対応

全国的に新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、学校においても、引き続き感染のリスクを常に意識し、基本的な感染防止策などを徹底して行っていくことが求められている。

県教育委員会としても「感染症のリスクと向き合い、最大限の対策を講じること」と「子どもたちの学びを保障すること」を両立させるために、正確な状況の把握と、都度最適な判断を重ねていく必要がある。

- ・学校における感染防止対策の徹底
- ・オンライン授業を可能とする環境整備など学びの保障
- ・部活動における対応
- ・寄宿舎での感染防止策の徹底
- ・教職員の健康管理の徹底など